

遺産分割調停手続の当事者の方へ

— 必ずお読み下さい —

目 次

◆ ◆ はじめに ◆ ◆

◆ ◆ 遺産分割調停についてのQ&A ◆ ◆

- Q1 遺産分割の調停とは？
 - Q2 遺産分割の調停を円滑に進めるための心構えとは？
 - Q3 遺産分割の調停において各相続人の取得分は、どのように決まるの？
 - Q4 特別受益とは？
 - Q5 寄与分とは？
 - Q6 遺産の分け方にはどのような方法があるの？
 - Q7 遺産分割の調停は、どのような流れで進行するの？
- << 遺産分割の調停の流れ >>
- Q8 調停で話し合いがつかなくなったら、どうなるの？

盛岡家庭裁判所 調停係

◆ ◆ はじめに ◆ ◆

このたび、当盛岡家庭裁判所に、遺産分割調停の申立てがありました。

相続人である皆さんには、今後、当庁の遺産分割調停に出席していただくこととなります。そこで、この調停手続の流れについて簡単に御説明いたします。

よく読んでご理解いただき、調停が円滑に進行するよう、御協力をお願いします。また、調停の際に、本冊子をご持参なされるなどして、有効に活用ください。

なお、分からない点などがあれば、遠慮なく、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

〈 〈 連 絡 先 〉 〉

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸9番1号

盛岡家庭裁判所 調停係 TEL 019-622-3449 (担当者直通)

担当書記官 同封の照会書に記載してあります。

※ 電話でのお問い合わせは、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分までの時間帯をお願いします。

◆ ◆ 遺産分割調停についてのQ&A ◆ ◆

Q1 遺産分割の調停とは？

A 遺産分割とは、亡くなられた方（被相続人）の遺産を相続人（法律でその範囲が定められています。）の間に、具体的に分ける手続です。

相続人の間で遺産分割の話し合いがつかない場合や、話し合いをすることができない場合には、各相続人は、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。

調停は、1人の裁判官と民間から選ばれた2人以上の調停委員で構成する調停委員会が、相続人や関係者からそれぞれの言い分を聴き、事情を調べた上で、相続人同士の話し合いにより、適切な解決ができるように、助言やあっせんをおこなうものです。

あくまでも調停の主体は、相続人のみなさんであり、最終的な結論は、相続人の皆さんで決めていただくものです。

Q2 遺産分割の調停を円滑に進めるための心構えとは？

A 遺産分割とは、基本的には遺産を相続人の間で具体的に分けることが目的です。

長年の親族間の感情的な対立が、遺産分割をめぐることで激化することがあります。しかし、調停の場でこうした感情的な対立を前面に出してしまうと、話し合いは困難になり、調停も長期間にわたることになってしまいます。

調停では、できる限り感情的な対立をおさえて遺産をどのように分けるかという目的に集中して1日も早く円滑な解決ができるよう、努力していただきたいのです。

家庭裁判所では、相続人同士の感情的な対立があれば、それをある程度調整しますが、それは遺産分割の調停を円滑に進めるための補助的なものであり、調停の主眼は、あくまでも遺産をどのように分けるかという点にあります。

Q3 遺産分割の調停において各相続人の取得分は、どのように決まるの？

A 各相続人の取得分を「相続分」といいます。被相続人の遺言がある場合には、原則として、遺言に従って分割しますが、相続人全員が合意すれば、遺言と異なる分割をすることもできます。

遺言が無い場合に、原則として、法律で定められている一定の割合（これを「法定相続分」といいます。）によって分割することになりますが、この場合でも、相続人全員が合意すれば、これと異なる割合で分割することもできます。

さらに、**Q4**、**Q5**で説明します「特別受益」、 「寄与分」が認められる場合には、法定相続分を増減して、具体的な相続分を定めることがあります。

Q4 特別受益とは？

A 相続人の中に、被相続人から遺贈や多額の生前贈与を受けた人がいる場合、その受けた利益のことを「特別受益」といいます。

その場合に、その相続人は、いわば相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、その特別受益分だけ、その人の相続分を減らして、具体的な相続分を算定することがあります。

この特別受益の主張をする人は、自分の主張を裏付ける資料を準備し、裁判所に提出して下さい。

Q5 寄与分とは？

A 相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に特別の貢献をした人がいる場合、遺産分割において、その人の貢献の度合い（これを「寄与分」といいます。）に応じてその人の相続分を増やして、具体的な相続分を算定することがあります。

貢献の内容としては、被相続人の事業に関する労務の提供、財産状の給付、被相続人の療養看護等がありますが、寄与分を認められるためには、通常夫婦、子供

に期待される程度を超えた特別の貢献が必要です。

この主張をする人は、自分の主張を裏付ける資料を準備し、裁判所に提出して下さい（正式には改めて「寄与分を定める処分」という審判の申立てを遺産分割の調停中に行う必要があります。）。

Q6 遺産の分け方にはどのような方法があるの？

A 遺産の分け方には3通りあります。

1つめは、遺産そのものを分ける方法で、「**現物分割**」といいます。

2つめは、相続人の1人又は複数に現物を取得させ、その現物を取得した人が他の相続人に対しお金を支払う等の債務を負担する方法で、「**代償分割**」といいます。

3つめは、遺産を売却処分して、その売却代金を相続人の間で分ける方法で、「**換価分割**」といいます。

それぞれ特色を持つ分け方ですので、自分がどの方法により何を取得したいのかを考えて下さい。

Q7 遺産分割の調停は、どのような流れで進行するの？

A 遺産分割の調停手続の流れは、末尾添付の<<**遺産分割調停事件の流れ**>>のとおりです。

Q8 調停で話し合いがつかない場合、どうなるの？

A もし、調停で話し合いがつかない場合には、調停を不成立として家庭裁判所による審判手続に移ります。審判は、裁判所が、当事者から提出された資料や事実を調査した結果に基づいて、強制力を持った最終的な判断を示す手続です。

<< 遺産分割調停事件の流れ >>

準備段階(第1回調停まで)

- 1 「相続人関係図」に誤りがないか確認して下さい。
- 2 「遺産目録」について物件に誤りがないか、追加すべき遺産がないか確認して下さい。
- 3 「回答書」に記載し、裁判所に返送して下さい。(提出期限は必ず守って下さい。)
- 4 遺産の取得を希望しない人、第1回調停期日にどうしても都合のつかない人は、早急に担当書記官に連絡して下さい。

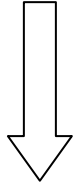
初期段階(第1回調停～) ※1

- 1 各当事者が、主張を出し合い、合意できる点と主張の対立する点を明らかにしていきます。
- 2 必要な資料を準備し、裁判所に提出してもらいます。

中期段階 ※2

- 1 各主張の対立点につき、自分の主張を詳しく説明すると共に、対立する当事者の主張を良く聴き、互いに譲り合える部分はないか検討して下さい。
- 2 必要な資料を準備し、裁判所に提出してもらいます。

終期段階



各当事者の意見を聴きながら、最終的な分割案を作成していきます。

調停成立

※1 遺産分割の調停では、調停委員会が各当事者に対して、次のような事項について主張を確認し、整理していきます。

- 相続人は、「相続人関係図」に記載のとおりで間違いはないか。
- 遺言書はあるか。
- 遺産は「遺産目録」に記載のとおりで間違いはないか。
- 特別受益を主張する人はいるか。
- 遺産の評価方法に、争いはないか。
- 遺産を実際どのように分けるか。

※2 調停の過程において、必要に応じて家庭裁判所調査官が、個別に当事者や関係者から話を聴き、事情を調査することもあります。